

法務省保恩第 号

平成 2 年 11 月 日

検 事 総 長 殿
検 事 長 殿
検 事 正 殿
矯 正 管 区 長 殿
刑 务 所 長 殿
少 年 刑 务 所 長 殿
拘 置 所 長 殿
地方更生保護委員会委員長 殿
保 護 觀 察 所 長 殿

法務省刑事局長 井 嶋 一 友

法務省矯正局長 今 岡 一 容

法務省保護局長 佐 藤 熱 平

即位の礼に当たり行う特別恩赦基準の運用について（依命通達）
標記の特別恩赦基準に基づく恩赦事務については、下記事項に留意の
上、その処理に遺憾のないように願います。

記

第 1 恩赦の対象について

今次特別基準恩赦の基準日は、即位の礼に当たり行う特別恩赦基準（以下「本基準」という。）第二項の定めるとおりであって、基準日である平成2年11月12日の前日までに有罪の裁判が確定している者で、第四項以下に定めるそれぞれの要件に該当するものが恩赦の対象となる。ただし、特赦については第五項、減刑については第七項において、基準日の前日までに有罪、無罪又は免訴の判決の宣告（以下「裁判の宣告」という。）等を受け、平成3年2月12日までにその裁判に係る罪について有罪の裁判が確定した者に關し、特別の定めが設けられている。

第2 出願又は上申について

1 本基準においては、本人からの出願を待って恩赦を行うことを原則としている。出願及び上申の期限は、第三項の定めるとおりである。

なお、平成2年11月12日に公布、施行される「特赦、減刑又は刑の執行の免除の出願に関する臨時特例に関する省令」（平成2年法務省令第 号。以下「特例省令」という。）により、同令に該当する者については、恩赦法施行規則（以下「規則」という。）6条1項本文の規定にかかわらず、同項に掲げる期間の経過する前においても、本基準による特赦、減刑又は刑の執行の免除の出願をすることができることとされている。

おって、本基準による恩赦は、即位の礼が行われる平成2年11月12日から実施されるが、同日前に出願した者のうち、規則6条1項に掲げる期間を経過し、本基準に該当する者については、本基準による出願として取り扱って差し支えない。

2 本基準は、出願した者に対して行うこととされているが、第三項第4号の定めるとおり、刑務所（少年刑務所及び拘置所を含む。以下同じ。）の長、保護観察所の長又は検察官（以下「上申権者」という。）の職権による上申を妨げるものではないので、上申権者は、例えば、第九項の対象となる者及び出願に基づき恩赦相当と判断される者と共犯関係にある者等であって、各基準に照らし恩赦相当と認められるものについては、職権により上申することを考慮するのが相当である。

第3 特赦について

1 本基準による特赦は、第四項第1号から第6号までのいずれかに該当する者について、犯情、本人の性格及び行状、犯罪後の状況、社会の感情等にかんがみ、特に特赦することが相当であると認められる場合に行われるのであるから、行状が良好であるかどうか、改しゅんの情が顕著であるかどうか、違法の行為をするおそれがないかどうか、特に殺傷犯等の事案については被害者・遺族の感情が融和しているかどうか等を十分調査・検討した上、上申する。

2 第四項第1号においては、少年のとき罪を犯した者であって、平成2年11月11日までにその罪による刑の執行を終わり又は執行の免除を得たもののうち、刑法34条の2に定める期間を経過していないものが対象とされている。

3 第四項第2号においては、平成2年11月12日現在で70歳以上の者のうち、有期の懲役又は禁錮に処せられ、同年11月11日までに執行すべき刑の期間の2分の1以上その執行を受けた者が対象とされている。そのうち、執行を終わり又は執行の免除を得た者

については第十項第1号の対象に、その余の者については第六項第3号(イ)の対象にもなるので、恩赦願書の受理に当たっては、特赦のほか復権又は減刑についての本人の意向を聴取し、本人が復権又は減刑を含めて恩赦を希望するときには、「特赦又は復権」又は「特赦又は減刑」と恩赦の種類を択一的又は予備的に記載するよう指導する。この結果、本人から特赦と併せて択一的又は予備的に減刑又は復権の出願があったときは、それぞれについて意見を付して上申する。本人が他の種類の恩赦について出願する意思がないときは、その旨を書面上明らかにする。

なお、刑の執行を終わり又は執行の免除を得た者のうち、保護観察に付されたことのあるものについては、特赦の上申権者は有罪の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官（以下「有罪裁判対応検察官」という。）である（規則1条の2第1項3号）が、復権の上申権者は最後に保護観察をつかさどった保護観察所の長である（規則3条1項1号）ので、本人が特赦のほか復権も希望する場合には、有罪裁判対応検察官は、最後に保護観察をつかさどった保護観察所の長の意見を聴取し、これを書面上明らかにして上申する。

4 第四項第3号においては、刑務所を満期出所した者、仮出獄中に刑期が終了した者のほか、刑法5条ただし書、同法31条、恩赦法8条の規定により刑の執行を免除された者が対象とされている。

5 本号の「現に公共的社會生活上の障害となっている」とは、近い将来において具体的に一定の公職又はこれに準ずる役職（以下「公職等」という。）に就任する上での障害及び現在就任している公職等における活動上の障害をいう。法令に基づき資格を喪失し、ある

いはこれを停止されているため一定の公職等に就任できない場合のみならず、刑に処せられたことによる負担から、現在就任している公職等において、部下の指導、意見の表明、外部との交渉等が満足に行えない事情にあるなど事実上の場合であってもよいが、これらの障害は、本人について現在具体的に生じていることが必要である。

これらの認定に当たっては、その事実の有無を具体的に調査し、単に本人の申立てのみによることなく、できる限りこれを疎明するに足る資料（本人以外の者の上申書、嘆願書、証明書等）の提出を求め、これを恩赦上申書に添付するなどして認定の根拠を明らかにする。

6 第四項第4号においては、有期の懲役又は禁錮に処せられ、その執行猶予の期間中の者であって、確定日から平成2年11月11日までに猶予の期間の2分の1以上を経過しているものが対象とされており、前号と同様、刑に処せられたことが現に公共的社會生活上の障害となっていることを要する。

なお、有期の懲役又は禁錮に処せられ、その執行猶予の期間中の者は、本号のほか第六項第4号の対象にもなるので、恩赦願書の受理に当たっては、特赦のほか減刑についての本人の意向を聴取し、本人が減刑をも希望するか否かについて、前記3に記載した例により処理する。

7 第四項第5号においては、別添の「基準第四項第5号及び基準第六項第5号の除外罪名一覧表」に掲げる罪以外の罪により有期の懲役又は禁錮に処せられた者が対象とされており、その刑の執行前、執行猶予の期間中、執行中又は仮出獄中の者のほか、刑の執行を終

わり又は執行の免除を得た者も対象とされている。このうち、刑の執行を終わり又は執行の免除を得た者以外の者は、本号のほか第六項第5号の対象にもなるので、恩赦願書の受理に当たっては、特赦のほか減刑についての本人の意向を聴取し、本人が減刑をも希望するか否かについて、前記3に記載した例により処理する。

事案が、本号のほか前各号にも該当する場合には、本号によることなく、その競合する号に該当するものとして処理する。

なお、本号については、第五項第1号の規定により、平成2年1月11日までに裁判の宣告を受け、平成3年2月12日までにその裁判に係る罪について有罪の裁判が確定した者も対象とされていることに留意する必要がある。

8 本号の要件である「社会のために貢献するところがあり」とは、社会的に評価されるような功績が現に存在し又は過去に存在した場合をいい、諸般の具体的状況を総合勘案して判断することになる。

この認定に当たっても、その事実の有無を具体的に調査し、単に本人の申立てのみによることなく、本人から表彰状の写しやあるいは公職にあったことの在籍証明書等の提出を求め、これを恩赦上申書に添付するなどして認定の根拠を明らかにする。

9 第四項第6号においては、罰金に処せられ、その執行猶予の期間中である者又は平成2年1月11日までにその執行を終わり若しくは執行の免除を得た者が対象とされている。

なお、本号の対象となる者のうち、罰金の全部の執行を終了し又は執行の免除を得た者は、復権令（平成2年政令第328号）により資格を回復することとなるが、さらに、本号により特赦の出願が

できるものであることに留意する必要がある。

また、本号については、第五項第2号の規定により、平成2年1月11日までに裁判の宣告等を受け、平成3年2月12日までにその裁判に係る罪について罰金が確定した者で、その執行猶予の期間中であるもの又は同日までにその執行を終わり若しくは執行の免除を得たものも対象とされていることに留意する必要がある。

10 本号の要件である「現に社会生活上の障害となっている」とは、刑に処せられたことが本人の就職、結婚のみならず、子女の養育などを含め、広く日常生活を営む上での障害となっている場合をいうが、これらの障害は、本人について現在具体的に生じていることが必要である。これらの認定に当たっては、単に本人の申立てのみによることなく、できる限りこれを疎明するに足る資料（本人以外の者からの上申書、嘆願書、証明書等）の提出を求め、これを恩赦上申書に添付するなどして認定の根拠を明らかにする。

第4 減刑について

1 本基準による減刑は、懲役又は禁錮に処せられた者で、第六項第1号から第5号までのいずれかに該当するものについて、犯情、本人の性格及び行状、犯罪後の状況、社会の感情等にかんがみ、特に減刑することが相当であると認められる場合に行われるのであるから、行状が良好であるかどうか、改しゅんの情が顕著であるかどうか、違法の行為をするおそれがないかどうか、特に殺傷犯等の事案については、被害者・遺族の感情が融和しているかどうか等を十分調査・検討の上、上申する。

2 第六項第1号においては、少年のとき犯した罪により有期の懲役

又は禁錮（不定期刑を含む。）に処せられた者のうち、その刑の執行中又は仮出獄中の者が対象とされている。

3 第六項第2号においては、少年のとき犯した罪により有期の懲役又は禁錮に処せられた者のうち、その執行猶予の期間中の者が対象とされている。

4 第六項第3号においては、第四項第2号の場合と同様、平成2年11月12日現在で70歳以上の者が対象とされているが、有期の懲役又は禁錮に処せられた者の刑執行期間が執行すべき刑の期間の3分の1で足りること及び無期刑に処せられた者をも対象とされていることの2点において、第四項第2号の場合と異なるので留意する必要がある。

5 第六項第4号においては、第四項第4号よりも執行猶予の経過期間が短縮されていることに留意する必要がある。

なお、「現に公共的社會生活上の障害となっている」の意義については、第3、5に記載のとおりである。

6 第六項第5号については、第七項の規定により、平成2年11月11日までに裁判の宣告を受けた者で、平成3年2月12日までにその裁判に係る罪について有期の懲役又は禁錮に処せられたものも対象とされていることに留意する必要がある。

なお、「現に公共的社會生活上の障害となっている」の意義については、第3、5に記載のとおりである。

第5 刑の執行の免除について

1 本基準による刑の執行の免除は、懲役又は禁錮に処せられた者で、第九項第1号又は第2号に該当するものについて、犯情、本人の性

格及び行状、犯罪後の状況、社会の感情等にかんがみ、特に刑の執行を免除することが相当であると認められるものについて行われる所以あるから、これらの点を十分調査・検討の上、上申する。

2 第九項第1号により上申の対象とされている者については、罪質等に別段の制約はない。「その他の事由」とは、刑事訴訟法482条に規定する事由のうち、例えば、年齢70歳以上であること、身体に著しい障害があることなどの事由をいう。

「長期にわたりその刑の執行が停止され」の「長期」とは、具体的的事案によってその期間が異なるが、通常5年前後を意味する。なお、具体的には病状、年齢、残刑期等の諸事情を総合して判断すべきである。また、「なお長期にわたりその執行に耐えられないと認められる」とは、将来においても刑を執行し得る見込みがほとんどない場合をいう。

おって、仮出獄中の者で病気その他の事由により今後とも長期にわたって事実上保護観察を行うことができないと認められるものについては、第十一項により常時の個別恩赦として上申されたい。

3 第九項第2号においては、第四項第2号及び第六項第3号と同様、平成2年11月12日現在で70歳以上の者が対象とされている。

第6 復権について

1 本基準による復権は、復権令の対象とならない禁錮以上の刑に処せられた者で、第十項第1号から第3号までのいずれかに該当するものについて、犯情、本人の性格及び行状、犯罪後の状況、社会の感情等にかんがみ、特に復権することが相当であると認められるものについて行われるのであるから、これらの点を十分調査・検討の

上、上申する。

- 2 「現に社会生活上の障害となっている」の意義については第3, 10に、「社会のために貢献するところがあり」の意義については第3, 8に、「現に公共的社會生活上の障害となっている」の意義については第3, 5に、それぞれ記載のとおりである。
- 3 第十項第1号は、第四項第2号、第六項第3号及び第九項第2号と同様、平成2年11月12日現在で70歳以上の者を対象とする。

第7 通常の恩赦について

本基準による特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権の要件に該当しない者であっても、事案の性質、犯情等の諸点にかんがみ恩赦を行うことが相当である場合には、常時の個別恩赦の対象として考慮されるが、これらの者については、特例省令は適用されないため、出願については、規則6条の制限があることに留意する必要がある（もとより職権による上申を妨げるものではない。）。

第8 事務処理上留意すべき事項について

- 1 既に常時の個別恩赦として上申されている者で、本基準による特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権の要件に該当するものについては、平成2年11月12日以後、本基準により審査されることとなるので、改めて本基準に基づく上申を行う必要はない。
- 2 上申権者は、恩赦の出願があった次表左欄に掲げる者について、恩赦上申前に、同表中欄に掲げる事由が生じたときは、同表右欄に掲げる者に対し、「恩赦上申事務通知書」（別紙様式1又は2）により、恩赦願書等関係資料を添付して通知する。

刑の執行指揮前の者又は刑の執行停止中の者	刑務所に収容したとき	収容先の刑務所の長
受刑中の者	他の刑務所に移送したとき	移送先の刑務所の長
	仮出獄したとき	帰住先の保護観察所の長
	満期で出所したとき	有罪裁判対応検察官
保護観察に付されている者	他の保護観察所に事件を移送したとき	移送先の保護観察所の長

3 有罪裁判対応検察官は、刑の執行指揮前の者について、特赦又は減刑の上申をした後、刑の執行指揮をした場合には、本人を収容した刑務所の長に対し、「刑の執行指揮前に恩赦上申をした者についての通知書」（別紙様式3）により、その旨を通知する。その結果が判明したときは、直ちに、適宜の方法により、本人を収容している刑務所の長（本人が仮出獄している場合にあっては保護観察所の長）に通知する。

4 有罪裁判対応検察官は、刑の執行停止中の者について、特赦、減刑又は刑の執行の免除がなされたときは、本人が釈放された刑務所の長に対し、「刑執行停止者の恩赦事項通知書」（別紙様式4）により恩赦事項を通知する。

5 (1) 刑務所の長は、受刑中の者について、特赦又は減刑の上申をし

~~前段~~

たとき及び第8, 3により通知を受けたときは、本人の帰住予定地を管轄する保護観察所の長に対し、「身上変動通知書（甲）」（仮釈放・保護観察等事件事務規程書式例様式第4号）によりその旨を通知する。本人について仮出獄の申請がなされているときは、当該申請をした地方更生保護委員会に対し、同様に通知する。上申の結果が判明したときも同様とする。

(2) 保護観察所の長は、刑務所の長から(1)の通知を受けたときは、速やかに帰住地の確保、釈放後の職業等帰住環境の調整に努める。

6 刑務所の長は、第8, 3により通知を受けた受刑中の者について、仮出獄の申請をしたとき及び仮出獄の決定等があったときは、その旨を書面で有罪裁判対応検察官に通知する。

7 有罪裁判対応検察官は、他に当該裁判の執行を指揮すべき検察官がある場合において、特赦、減刑又は刑の執行の免除の上申をしたときは、同検察官に対し、その旨を通知する。上申の結果が判明したときも同様とする。

8 有罪裁判対応検察官は、特赦状、減刑状、刑の執行の免除状又は復権状の送付を受けたときは、当該恩赦事項を裁判書原本に付記する。この場合において、裁判書原本が他の検察庁にあるときは、当該検察庁の検察官に対し、「裁判書原本付記嘱託書」（別紙様式5）により、恩赦事項について裁判書原本付記の嘱託をする。

9 恩赦に係る犯歴事務は、犯歴事務規程4条又は8条に定めるところによる。

別添

基準第四項第5号及び基準第六項第5号の除外罪名一覧表

1 次の罪を除く刑法（明治40年法律第45号）の罪

- （1）業務上失火（第117条の2前段）
- （2）業務上過失激発物破裂（第117条の2前段）
- （3）重過失失火（第117条の2後段）
- （4）重過失激発物破裂（第117条の2後段）
- （5）業務上過失往来妨害（第129条第2項）
- （6）業務上過失傷害（第211条前段）
- （7）業務上過失致死（第211条前段）
- （8）重過失傷害（第211条後段）
- （9）重過失致死（第211条後段）

2 刑法以外の法律において、法定刑の短期が1年以上の刑を定める罪

- （1）爆発物取締罰則（明治17年太政官布告第32号）第1条から第5条までの罪
- （2）決闘罪に関する件（明治22年法律第34号）第2条の罪
- （3）銃砲刀剣類所持等取締法（明治33年法律第6号）第31条の罪
- （4）外国に於て流通する貨幣紙幣銀行券証券偽造変造及模造に関する法律（明治38年法律第66号）第1条及び第2条の罪
- （5）暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）第1条の2の罪及び第1条の3前段の罪
- （6）盜犯等の防止及処分に関する法律（昭和5年法律第9号）第2条から第4条までの罪
- （7）船舶安全法（昭和8年法律第11号）第23条第1項後段の罪
- （8）労働基準法（昭和22年法律第49号）第117条の罪
- （9）職業安定法（昭和22年法律第141号）第63条の罪
- （10）船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第64条の罪
- （11）公職選挙法（昭和25年法律第100号）第224条の2の罪及び第230条第1項第1号の罪
- （12）電波法（昭和25年法律第131号）第105条の罪
- （13）道路運送法（昭和26年法律第183号）第134条第2項及び第135条

の罪

- (14) 森林法（昭和26年法律第 249号）第202条第1項及び同条第4項の罪
- (15) 武器等製造法（昭和28年法律第 145号）第31条の罪
- (16) 高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第27条第2項の罪
- (17) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第 167号）第51条第2項の罪
- (18) 航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和45年法律第68号）第1条、第2条及び第4条の罪
- (19) 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（昭和49年法律第87号）第1条から第5条までの罪
- (20) 人質による強要行為等の処罰に関する法律（昭和53年法律第48号）第2条から第4条までの罪
- (21) 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律（昭和57年法律第61号）第9条第1項の罪
- (22) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第87号）第58条の罪
- (23) 流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法（昭和62年法律第 103号）第9条第2項の罪

3 薬物に係る罪

- (1) 大麻取締法（昭和23年法律第 124号）に違反する罪
- (2) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第 303号）に違反する罪
- (3) 覚せい剤取締法（昭和26年法律第 252号）に違反する罪
- (4) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）に違反する罪
- (5) あへん法（昭和29年法律第71号）に違反する罪

別紙様式1

恩赦上申事務通知書

平成 年 月 日

殿

刑務所長

下記の者については、恩赦の出願があり、その上申事務を行っていたところ、貴所に本人を移送した
 ろ、今般 仮出獄をした ので、恩赦上申事務を処理されたく、
 満期出所した
 恩赦願書等関係書類を添付して通知する。

氏名	年 月 日生
本籍	
住居	
罪名	
有罪の裁判をした裁判所	裁判所
裁判の日	年 月 日
確定の日	年 月 日
刑名 刑期 金額	
恩赦の種類	
恩赦受理年月日	
備考	

注意 事例に応じて不要の文字を抹消すること。

(用紙 日本工業規格B5)

別紙様式2

恩赦上申事務通知書

平成 年 月 日

殿

保護観察所長

下記の者については、恩赦の出願があり、その上申事務を行っていたところ、今般、貴庁に事件を移送したので、恩赦上申事務を処理されたく、恩赦願書等関係書類を添付して通知する。

氏名	年月日生
本籍	
住居	
罪名	
有罪の裁判をした裁判所	裁判所
裁判の日	年月日
確定の日	年月日
刑名 刑期 金額	
恩赦の種類	
恩赦受座年月日	
備考	

注意 事例に応じて不要の文字を抹消すること。 ✓

(用紙 日本工業規格B5)

別紙様式3

刑の執行指揮前に恩赦上申をした者についての通知書

平成 年 月 日

殿

検察庁

検察官 検事

今般刑の執行指揮をした下記の者については、恩赦の出願があり、刑の執行指揮前にその上申事務を行っているので、通知する。

氏 名	年 月 日生
本 籍	
罪 名	
有罪の裁判を した裁判所	裁判所
裁 判 の 日	年 月 日
確 定 の 日	年 月 日
刑 名	
刑 期	
恩 赦 の 種 類	
恩 赦 上 申 年 月 日	
備 考	

(用紙 日本工業規格B5)

別紙様式4

刑執行停止者の恩赦事項通知書

平成 年 月 日

刑務所長 殿

検察庁

検察官 檢事

特赦

次の者は下記のとおり、減刑 がなされたので、通知する。

刑の執行の免除

氏名	年月日生
本籍	
住居	
罪名	
有罪の裁判をした裁判所	裁判所
裁判の日	年月日
確定の日	年月日
刑名	
刑期	
恩赦事項	
備考	刑の執行停止の日 年月日

注意 事例に応じて不要の文字を抹消すること。

(用紙 日本工業規格B5)

別紙様式5

裁判書原本付記嘱託書

平成 年 月 日

検察庁
検察官 檢事 殿

検察庁
検察官 檢事

次の者の恩赦事項を裁判書原本に付記されたく、嘱託する。

氏名	年月日生
本籍	
罪名	
有罪の裁判を した裁判所	裁判所
裁判の日	年月日
確定の日	年月日
刑名 刑期 金額	
恩赦事項	
備考	

(用紙 日本工業規格B5)